

【事業場申込】

外国人労働者の方が就業制限業務技能講習を
受講する場合のお願いについて

就業制限業務の技能講習（注）について、㈱安全教育センターでは、日本語のテキストを使用し、日本語による講義と日本語による修了試験を行っています。
厚生労働省の通達「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」（R2.3.31 基発0330 第 43 号）の「外国人に対する技能講習実施要領」に基づき、
外国人労働者の方がこれら就業制限業務の技能講習を受講する場合、その内容を日本語で理解できるかを確認する必要があります。
当書類をメール記載のURLよりアップロードしてください。
ご希望により学科において日本語の修了試験問題の漢字に「ひらがな」のルビをふらせていただきます。

- （注）㈱安全教育センターが現在実施している就業制限業務の技能講習
- ・ 足場の組立て等作業主任者技能講習
 - ・ 有機溶剤作業主任者技能講習
 - ・ 石綿作業主任者技能講習
 - ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
 - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
 - ・ 鉛作業主任者技能講習

㈱安全教育センター 御中

外国人労働者 技能講習受講における日本語の理解力確認書

受講者氏名	
	※旅券（パスポート）又は在留カードに記載されている氏名をご記入下さい。

上記の者は、㈱安全教育センターにおいて日本語で行われる就業制限業務の技能講習（注）を受講する上で、日本語の理解力（読み書きできる能力）を確認したので、受講を申し込みます。
なお技能講習の学科の修了試験問題について、試験問題の漢字にひらがなによるルビをふることに
ついて（どちらかに○）、

- () 希望します。
() 必要ありません。

確認日；

所在地 _____ ；
事業主 事業場名 _____ ；
代表者役職氏名 _____ ；